

【定例会議】審議概要

(令和7年度 入札監視委員会 第一部会 第1回)

別紙2

開催日及び開催場所	令和7年 8月26日(火) 大手前合同庁舎 5階 共用会議室2		
委 員 (五十音順) (敬称略)	安部 将規 (アイマン総合法律事務所 弁護士) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 小林 磨美 (立命館大学 教授) 柴田 潤子 (神戸大学大学院 教授) 八木 知己 (京都大学大学院 教授)		
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日		
報 告 事 項	① 半期毎の発注状況 ② 指名停止措置の運用状況 ③ 談合情報等の対応状況 ④ 再度入札における一位不動状況 ⑤ 低入札調査対象工事・業務の発生状況 ⑥ 一者応札の発生状況 ⑦ 不調・不落の発生状況 ⑧ 高落札率の発生状況	(備考) • ①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審 議 事 項			
契 約 方 式	総件数 7件	(備考) • 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり	
(工事)			
一般競争入札方式(WTO対象)	2件		
一般競争入札方式(WTO対象外)	4件		
(業務)			
(役務及び物品)			
一般競争方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意 見 ・ 質 問	回 答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし		

令和7年度 入札監視委員会 第1回定例会議 抽出工事等一覧

別紙「審議案件一覧」

抽出工事対象期間

：令和6年10月1日～令和7年3月31日

抽出年月日

：令和7年6月10日

抽出委員

：神戸大学大学院 法学研究科 教授 柴田 潤子 委員

抽出資料

：入札方式別発注工事等一覧表

抽出工事件名等

	入札方式	工事名・業務名	工事種別・業務区分・業務分類	契約金額(千円)	備考
①	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	毛馬排水機場3号ポンプ設備改修工事	機械設備工事	1,188,000	淀川河川事務所
②	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事)	冷水地区北西部斜面对策他工事	法面処理工事	1,391,500	紀伊山系砂防事務所
③	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	西舞鶴道路上安久高架橋P9・10(上り)上部工製作工事	鋼橋上部工事	517,770	福知山河川国道事務所
④	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	国道43号伝法大橋補修工事	橋梁補修工事	531,806	大阪国道事務所
⑤	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	猪名川東園田地区河道掘削他工事	一般土木工事	129,800	猪名川河川事務所
⑥	一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事以外)	黒田橋上部工設置工事	鋼橋上部工事	639,606	木津川上流河川事務所
⑦	一般競争入札方式	大阪地区(淀川河川事務所ほか17カ所)で使用する電気	物品	268,069	総務部

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和7年度第一部会第1回定期会議）審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>① 半期毎の発注状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>② 指名停止措置の運用状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>③ 談合情報等の対応状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>④ 再度入札における一位不動状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事・業務の発生状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>⑥ 一者応札の発生状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>⑦ 不調・不落の発生状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>⑧ 高落札率の発生状況 ・ 特に質問なし。</p> <p>・ 報告については了承とする。</p> <p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 抽出案件結果報告 ■ 抽出案件説明及び審議 <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (毛馬排水機場3号ポンプ設備改修工事) ・ 今回は6台の内1台とのことだが、他の5台については既に終わっているのか、または、これからなのか。 ・ これまでの3台についても、今回と同一業者なのか、また、 	<p>これまで3台実施して、今回で4台目。残りの2台は現在入札手続き中。</p> <p>既に行った3台の業者と、今回落札した業者は同一の業者で</p>

<p>入札者はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の業者も参加するような工夫はあるか。 	<p>ある。また、いずれも、1者入札である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本件は了承とする。 	<p>競争参加資格の要件を、他の業者も入札に参加できるよう最大限緩和している。修繕工事であることから、今回落札したポンプ製作業者以外は、施工する上で品質が確保できるのかという懸念があるため、参加者がいなかつたのではと推察される。</p>
<p style="text-align: center;">● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象) (冷水地区北西部斜面対策他工事)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 落札業者の点数が高いが、どこが良かったのか。 	<p>今回の施工箇所は斜面の上部での吹付であり、高い場所までモルタルを運ぶ必要がある。今回落札した業者は以前に同じ斜面の別部分の工事で施工方法が採用されたこともあり、生産性向上や品質確保に向けた提案がしっかりととなされていたので高い評価となっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 技術提案のテーマは業者により工夫の余地があると思うが、どういったところから評価点に差がつくのか。 	<p>工種によってはバラエティに富む技術提案があり、テーマによってかなり違ってくる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本案件は工夫の余地があり、差がでてくるということで良いか。 	<p>本案件については、そのとおりである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本件は了承とする。 	
<p style="text-align: center;">● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (西舞鶴道路上安久高架橋 P 9・P 10 (上り) 上部工製作工事)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 企業の施工能力評価点が 10 点台から 20 点台と幅がある。施工能力とは基本的なところだと思うが、違いは何か。 	<p>企業の施工能力の評価基準は全国的に定められている内容や整備局ごとに総合評価委員会の審議を経て、標準的な評価基準を定め、これによって評価をしている。例えば同種工事の施工実績や同種工事の表彰の有無などがあり、本工事については技術的工夫の余地が少ないとの判断から技術提案のテーマは設けていない。これらのこと、定量的に評価している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ある業者について、施工能力の評価点は高いのに、配置予定技術者の評価点が低い。これは、この工事に人が配置できなかつたということか。 	<p>そのとおりである。工事によって特色がでるのは、発注する時期であるとかといった点も影響しているものと思われる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ評価点が全者同様に評価されている。これが評価対象になっている背景は何か 今回は上りの上部工事だが、下りの工事もあるのか。 下りの業者は、今回の上りの業者と違うものか。 下りは複数入札者がいたのか 今回の工事は技術的工夫の余地が少なく、そういったところで積算がしやすいため、こういう入札額になっているのか。 評価基準に表彰があるが、これは、ほとんどの業者が受けているものか。 本件は了承とする。 <p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道43号伝法大橋補修工事)</p>	<p>担い手確保、働き方改革など、そういった観点から、今年度以降全ての工事及び業務において評価するように全国的に決められている。</p> <p>下りの部分は既に完成している。</p> <p>製作については、同じ業者である。。</p> <p>複数の入札者がいた。結果的に同じ業者であった。</p> <p>積算基準等で予定価格は推測できるので、その金額で入札されている結果と思われる。</p> <p>ほとんどの業者が受けているものではなく、ここで差が付くが多い箇所である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今回の工事施工箇所はこの橋の一部分のみであるが、残りの部分については実施済みなのか。 入札参加者が多いが、入りやすい工事であったのか。また、入札を辞退されている業者は技術評価点が低くて自ら辞退したのか。 技術評価点の高い業者と低い業者の差が極端になっている。この理由は何か。 極端に差がつくというのはよくあることか 本件は了承とする。 <p>● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (猪名川東園田地区河道掘削他工事)</p>	<p>伝法大橋の補修工事は全体の工期を考慮して2つにわけて発注している。もう一つの工事は現在施工中である。</p> <p>橋梁補修工事では、このくらいの入札者がいるものである。技術評価点の高い業者は地域での実績も多い業者が高くなっている状況がある。</p> <p>参考までに、令和6年度1年間の橋梁補修工事の平均入札者数は9者となっている。推測であるが、他の工事の落札状況により辞退者が多くなったのではないか。</p> <p>技術評価点の高い業者は大阪での施工実績を豊富にもたれているところであるため、差が付いている。</p> <p>橋梁補修工事では、高い技術力をもった会社がある程度いると感じており、それ以外のものとでは差がつきやすい。</p>

- ・ 結果的に入札者が2者で少ないので、私はこの工事箇所を2箇所に分けて実施することとした。この理由は何か。
 - ・ 1つずつにすると、工事規模が小さすぎるということか。
 - ・ 本件は了承とする。

猪名川河川事務所の事業は流下能力を高めるための河道掘削、併せて堤防強化を行っている。工事の規模や事務所の予算規模を考慮のうえ、事業の進捗と、ある程度まとめた金額での発注というところのバランスをとって設計をした。

- ・ 1つずつにすると、工事規模が小さすぎるということか。
 - ・ 本件は了承とする。

本工事は河道掘削の比重が大きい。今回は入札者が2者と少なかったが、これまでの実績でいうと5者程度応札がある。発注時期のタイミングの影響もあり、技術者が他工事まわってしまったのではと考えている。

● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(黒田橋上部工設置工事)

- ・ 入札金額で丸まった金額となっている業者がいるが。こういったことはあり得るのか。
 - ・ 評価点が高いところと低いところで差が極端にある。評価点が高い業者間で競争ができないものか。
 - ・ 評価値の決定方法が、技術評価点／入札価格となっており、入札価格大きいと割合の影響も大きくなると思う、単純に技術評価点／入札価格とはいかないようだ。
 - ・ 本件は了承とする。

入札金額の意図までは把握していないが、考えられて丸められたのかと思われる。

応札するときに配置する技術者で差が付くのは、評価項目をこのようにしている以上仕方が無いことなのではと考えている。こういう状況を鑑みて評価項目を考えて行かなければならないところであるが、現状の実態としては仕方がないところと考えている。

我々が採用している方式は財務省と協議のうえで採用している。

● 7. 一般競争入札方式

(大阪地区(淀川河川事務所ほか17カ所)で使用する電気)

- ・ 今回は大阪地区ということだが、近畿地方整備局管内の他の府県も同様のことをしているのか。考え方を伺いたい。

基本的には事務所毎に発注を行っている。大阪地区の事務所においては入札不調となることが多かったため、大阪地区的事務所を集約し、発注規模を大きくして発注することとした。

参加しやすいように資格要件を幅広くとっているが、結果的に3者となり、原因についての分析は行っていない。また、落札率については、そのとおりである。

<ul style="list-style-type: none">予定価格は、どのように算出しているのか。また、一般競争を行わない時と比べると、どちらが安価なのか。本件は了承とする。審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。	予定価格は市場価格調査を用いて算出しており、一般競争を行う方が安価である。
--	---------------------------------------